

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

65歳超雇用推進助成金を活用しましょう ～平成30年4月版 各コースのご案内(概要)～

高齢者雇用環境整備支援コース

- 対象事業主** 高齢者の雇用の安定のために以下の雇用環境整備の措置を実施する事業主
- ①機械設備、作業方法又は作業環境の導入又は改善
 - ②賃金、能力評価、労働時間等の雇用管理制度の見直し又は導入及び健康管理に関する制度の導入

助成額

高齢者雇用環境整備の実施に要した経費の60% (中小事業主以外は45%) の額と、当該措置の対象となる1年以上雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者1人につき28.5万円を乗じた額のいずれか低い額。ただし、いずれも生産性要件を満たす場合の加算あり。

65歳超継続雇用促進コース

- 対象事業主** 高齢者の雇用の安定のために以下のいずれかの措置を実施する事業主
- ①65歳以上への定年の引き上げ
 - ②定年の定め廃止
 - ③希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入

助成額

支給申請日の前日において、当該事業主に各職種等における常時雇用労働者として1年以上継続して雇用され、かつ60歳以上の雇用保険被保険者の数と定年等を引上げる年数に応じた額 (定年引上げ10～160万円、定年の廃止20～160万円、継続雇用引上げ5～100万円)

高齢者無期雇用転換コース

- 対象事業主** 50歳以上で定年年齢未満の有期雇用労働者 (平成25年4月1日以降に締結された契約に係る期間が通算5年以内の者に限る) を転換制度に基づき、無期雇用労働者に転換させた事業主

助成額

対象労働者1人につき48万円 (中小企業事業主以外は38万円)
 生産性要件を満たす場合は、1人につき60万円 (中小企業事業主以外は48万円)
 支給上限: 1支給年度1適用事業所10人まで

注意

高齢者雇用環境整備支援コース及び高齢者無期雇用転換コースについては、事前に計画届を提出し計画認定を受ける必要があります。

上記のほかにも支給対象となるための要件がありますのでご注意ください。

その他詳細については、「65歳超雇用推進助成金」で [検索](#)、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のウェブサイトでご確認下さい。